

第百二十六回 参議院 法務委員会 會議録 第六号

平成五年五月十三日(木曜日)

午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 片上 公人君

理事 下稲葉耕吉君

真島 一男君

竹村 泰子君

猪熊 重二君

斎藤 十朗君

鈴木 省吾君

服部三男雄君

平野 貞夫君

山本 富雄君

大脇 雅子君

角田 義一君

矢田部 理君

紀平 悌子君

後藤田正晴君

則定 衛君

森脇 勝君

清水 滋君

播磨 益夫君

常任委員会専門

事務局側

法務大臣官房長

法務大臣官房審

議官

法務省民事局長

常任委員会専門

事務局側

法務大臣官房長

法務大臣官房審

議官

法務省民事局長

本日(の)會議に付した案件
○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三部 法務委員会會議録第六号 平成五年五月十三日【参議院】

院送付)

○委員長(片上公人君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴取いたします。後藤田法務大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) 商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にするとともに、株式会社の監督役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社社債による資金調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の一部を改正しようとするものでありまして、その改正の要点は次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、この訴訟の目的の価額を九十五万円とみなすこととするともに、代表訴訟に勝訴した株主はこの訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払いを会社に対して請求することができる改正をすることとしております。

第二に、株主が会社の会計帳簿等を閲覧謄写することができることを容易にするため、閲覧謄写することが出来る株主の持ち株要件を発行済み株式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正

をすることとしております。

第三に、株式会社監査役地位の強化を図るため、監査役任期を二年から三年に延長する改正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の合理化を図るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止し、これにかえて、社債を募集するには、会社は、社債管理会社を定め、社債権者のために社債の管理を行うことを委託することを原則的に義務づけるとともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及びその権限を明確にし、また、社債権者集会における社債権者の議決権の行使を容易にする改正をすることとしております。

次に、株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、大会社における監査役制度を充実強化するため、第一に、監査役員の数を二人以上から三人以上に増員する改正をすることとしております。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任前五年間、会社またはその子会社の取締役または使用人でなかつた者でなければならないとする改正をすることとしております。

第三に、監査役全員で監査役会を組織し、監査役会において監査役の協議により監査の方針等を定めるとともに、監査役の報告に基づいて監査報告書を作成しなければならないとする等の改正をすることとしております。

最後に、担保附社債信託法につきましては、担保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申し込みをさせる等の改正をするほか、商法の社債に関する制度の改正に伴い、所要の改正をすることとしております。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして

て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訟事件手続法外六十八の關係法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(片上公人君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第二三三三号)(第一三三六号)(第二三三七号)(第一三四六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一三五四号)(第一三五五号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一三八一号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一三九一号)(第一三九七号)(第一三九八号)(第一三九九号)(第一四〇一号)(第一四二〇号)(第一四二二号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一四三二号)

一、佐川急便事件に関する検査当局の厳正な捜

査に関する請願(第一四三二号)

査、追及に関する請願(第一四三三号)
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一四三六号)(第一四
三七号)(第一四六五号)(第一四六六号)(第一
四六七号)

第一三三三三号 平成五年四月九日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願
請願者 札幌市豊平区西岡二条一ノ一
ノ一一 伊藤豊世子外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三三三六号 平成五年四月十二日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願
請願者 広島市南区金屋町二ノ一四 円福
寺一義外一万二千二百七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三三七号 平成五年四月十二日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願
請願者 札幌市白石区北郷四条二ノ一〇ノ
四〇ノ二一〇 岩城望美外九十九
名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三四六号 平成五年四月十三日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願
請願者 札幌市白石区北郷四条三ノ六ノ四
北野和夫外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三五四号 平成五年四月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(二通)
請願者 高知市鴨部七二三 沖田喜美外九
名
紹介議員 紀平 梯子君
法務局の登記、国籍、戸籍、供託、行政訴訟業務
及び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこ
そ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務
量の増大に対して従事職員が全く不足し、業務の
停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊な
ど危機的状況に直面している。更生保護業務につ
いては、犯罪の多様化、特にこの数年間に少年犯
罪が激増・深刻化することによって保護観察官の
業務も複雑、高度化し、特に従来裁判所において
取り扱われていた短期交通保護事件が昭和十二
年四月より法務省に移されてからは業務の増大が
著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活
発化、海外旅行の増大などによって出入国者が増
大し、また、外国人による不法就労問題や新国際
空港の建設など入管業務も著しく繁忙を極めてい
る。法務省の業務は人的確保によること以外には
ない。ついでに、次の事項について実現を図られ
たい。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員
を大幅に増員すること。
第一三五五号 平成五年四月十三日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 鹿児島県西之表市西之表一六、七
二一 古元哲哉外一万四千九百九
十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三八一号 平成五年四月十四日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願
請願者 札幌市中央区南十一条西二三ノ二
ノ二 山本隆史外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三九一号 平成五年四月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 福岡県三浦郡城島町大字楡津一二
ノ二 今村慈外一万九千九百九十九
名
紹介議員 石原健太郎君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三九七号 平成五年四月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 東京都東久留米市滝山六ノ一ノ二
ノ二〇八 星野博司外四百九十
九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三九八号 平成五年四月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 佐賀市昭栄町四ノ一 山口由雅外
四百九十九名
紹介議員 統 訓弘君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一三九九号 平成五年四月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市西田町二四〇ノ二
青木智寿子外四百九十九名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四〇一号 平成五年四月十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡高田大字山領一ノ
七 西村誠外四百九十九名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四二〇号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(六十通)
請願者 静岡県磐田市岩井一、九〇七ノ一
八四 脇田圭司外二百八十三名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四二二号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 兵庫県洲本市物部一ノ一三ノ五三
上田征弘外四百九十七名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四二四号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市二里町大里乙一、
一四 川棚正則外六百五十名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四二五号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 福島県安達郡大玉村大山字三ツ森
五九 佐藤安朝外三百七十一名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四二六号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡鎮西町横竹七四九
ノ二 松尾長年外四百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四三二号 平成五年四月十五日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市南区南沢二条四ノ一五ノ七
森橋隆外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四三三号 平成五年四月十五日受理

佐川急便事件に関する検察当局の厳正な捜査、追及に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町甲一、九一八
田所温子外九百九十三名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第一四三六号 平成五年四月十五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 奈良県橿原市和田町一〇二ノ一二
西村元明外四百三十九名

紹介議員 村上 公人君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四三七号 平成五年四月十五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 山口県岩国市岩国町五ノ二三ノ二
二 宮浜隆外五千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四六五号 平成五年四月十五日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二通)

請願者 熊本県八代市松崎町三三二ノ二
山元トシ外五千九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四六六号 平成五年四月十五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡塩田町大字谷所甲
二、八一三 栗山光夫外四百九十
九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四六七号 平成五年四月十五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市宣方町二二〇ノ二八
高田百合子外四百九十九名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一四七〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一四七五号)(第一四七八号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一四八〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一四八二号)(第一四八六号)(第一四八八号)(第一四八九号)(第一四九四号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一四八七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一四八九号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一四九四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一四九七号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一五〇〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五〇四号)(第一五〇五号)(第一五三〇号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一五三二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一五三四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五三五号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一五四一号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五四三号)(第一五四七号)(第一五四八号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一五四九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五七四号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一五七五号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一五八二号)(第一五八三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六三八号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一六三九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六四一号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一六四三号)(第一六四四号)(第一六四五号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一六四六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一六四九号)

第一四七〇号 平成五年四月十六日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市東区北二条東九ノ三
木村洋子外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四七五号 平成五年四月十六日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(六十通)

請願者 静岡市瀬名三、四〇一ノ一 杉山
猛外二百六十六名

紹介議員 紀平 佛子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四七八号 平成五年四月十六日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市富岡町二ノ六三ノ三
三名古屋敦外五千九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四八〇号 平成五年四月十六日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 北海道函館市五稜郭町四〇ノ一〇
平井栄一外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四八二号 平成五年四月十六日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町一ノ五一ノ七

紹介議員 戸塚隆外二千九百九十九名
竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四八六号 平成五年四月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(六十通)

請願者 静岡県沼津市下一丁田八八九ノ一
○鈴勇マンション三〇二 山田浩
孝外二百四十三名

紹介議員 紀平 佛子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四八八号 平成五年四月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 北海道北見市若葉一ノ七ノ四 朝
野政一外一万九百九十九名

紹介議員 西山 登紀子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四八九号 平成五年四月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 大阪府吹田市山手町四ノ四ノ二六
明坂磯子外二千九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四九四号 平成五年四月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢二ノ一ノ三
伊藤一明外一万四千九百九十九
名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一四九七号 平成五年四月十九日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願

請願者 北海道三笠市堤町七 山根日出勝
外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四九九号 平成五年四月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 滋賀県彦根市西今町七四九ノ三
小西靖外四百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五〇〇号 平成五年四月二十日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願

請願者 北海道留萌市南町二丁目 池田ト
エ外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五〇四号 平成五年四月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(六十通)

請願者 高知県中村市右山五月町一〇ノ二
四みどりハイツ二〇三 谷泰伸外
二百二十七名

紹介議員 紀平 佛子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五〇五号 平成五年四月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡三田川町吉田七九七
ノ四一 大坪泉外三百十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五三〇号 平成五年四月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 東京都柏江市中和泉二ノ一七ノ一
四 椎名久美子外二千九百九十九
名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五三二号 平成五年四月二十日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願(二通)

請願者 仙台市太白区鉤取本町一ノ四ノ一
六 茂木なつみ外三千四百九十九
名

紹介議員 萩野 浩基君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五三四号 平成五年四月二十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願

請願者 東京都東久留米市金山町二ノ七ノ
一一ノ二〇五 小田美奈子外四名

紹介議員 大久保 直彦君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一五三五号 平成五年四月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 佐賀市神野西四ノ一六ノ二〇 大
串義則外四百九十八名

紹介議員 大久保 直彦君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五四一号 平成五年四月二十一日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願

請願者 仙台市太白区青山二ノ二ノ一八
蔵本忠雄外二千四百九十九名

紹介議員 萩野 浩基君

請願者 北海道旭川市西神楽三線五ノ三ノ
三、九六九 坂川俊二外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五四三号 平成五年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 熊本県球磨郡上村大字上一、二五
八ノ一〇七 古賀洋一外二千九百
九十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五四七号 平成五年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(六十通)

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜
一、六七〇ノ四 山崎直広外二百
七十五名

紹介議員 紀平 佛子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五四八号 平成五年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 佐賀市六座町一ノ二二 今村淳子
外四百七十名

紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五四九号 平成五年四月二十一日受理

消費者のための製造物責任法の早期制定に関する
請願(二通)

請願者 仙台市太白区青山二ノ二ノ一八
蔵本忠雄外二千四百九十九名

紹介議員 萩野 浩基君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五七四号 平成五年四月二十一日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 栃木県真岡市台町二ノ三四六 原村悦子外四百七十五名
紹介議員 浜四津 敏子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五七五号 平成五年四月二十一日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市厚別区上野幌二条三ノ二ノ二六 紙谷玲子外四千九百九十九名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五八二号 平成五年四月二十一日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区神山町二ノ八 三木幸子外二名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一五八三号 平成五年四月二十一日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市中釘二、〇四六ノ九 荒井幸穂外二名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一六三八号 平成五年四月二十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(六十通)

請願者 静岡県磐田市見付三五九 鈴木文朗外二百九十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一六三九号 平成五年四月二十二日受理
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 札幌市東区北十二条東二丁目 古木ふみ外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一六四一号 平成五年四月二十二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 横浜市港北区鳥山町二五八 掛札敏裕外四百五十六名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一六四三号 平成五年四月二十二日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市埋橋一ノ一ノ一六 関洋一郎外二名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一六四四号 平成五年四月二十二日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町五、九四三 細田公英外二名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一六四五号 平成五年四月二十二日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市佐知川一三三ノ八 源田令子

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第一六四六号 平成五年四月二十二日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市本町五ノ四ノ四〇五 榊正明外四千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
治安維持法犠牲者は、戦前の絶対主義的天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に弾圧され、多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された大正十四年から廃止されるまでの二十一年間に、逮捕者数十万、送検された人七万五千、拷問により虐殺された人、獄死した人を合わせると約二十万人にも上る。戦後この治安維持法は日本がポツダム宣言を受諾したことにより、人権を踏みにじり、人道に反し、日本の民主化を阻害した最大の悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされた。しかし、戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを、いまだに認めようとなし、戦争犯罪と人道に反する罪が国際法においても時効不適用の罪として、ヨーロッパでは今も戦犯を追及し、犠牲者には賠償が行われている。さらにアメリカ、カナダでも日系人の強制収容者に対して陳謝と賠償が行われている。私たちは、再び戦争と暗黒政治を許さないために、治安維持法体制の復活に反対する。ついでに、(一)国が、治安維持法は人道に反する悪法であったことを認めること、(二)国が、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと、を内容とする治安維持法等犠牲者国家賠償法(仮称)を制定されたい。

第一六四九号 平成五年四月二十二日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市新座三ノ一八ノ一四ノ二〇三 三輪隆外二名

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、商法等の一部を改正する法律案
一、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)
第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二百六十七条第四項中「前二項を」第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。
第二百七十三条第一項中「二年を」三年」に改める。
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二百九十七條の次に次の二條を加える。

第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保
附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ
非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ

第二百九十七条ノ三 社債管理会社ハ社債権者
ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ
要ス

社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理
者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ
第二百九十九条第一項を削る。

第三百一条第二項第一号中「会社」の下に「及
社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四
号までを次のように改める。

九 第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スル
トキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分
十 第三百八条ノ別段ノ定アルトキハ其ノ規
定

十一乃至十四 削除
第三百一条第二項第十五号中「前号」ノ会社
ガを削り、「トキハ其ノ旨」を「者アルトキハ其
ノ氏名」に改め、同項の次に次の一項を加え
る。

社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債
ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ノ成立セシ
ムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ
応募額ヲ以テ社債ノ総額トス

第三百二条後段を削る。
第三百四条を次のように改める。
第三百四条 会社ハ合同シテ社債ヲ発行スルコ
トヲ得

第三百六条第二項中「第十四号」を「第十号」に
改める。
第三百八条中「社債権者ハ」の下に「別段ノ定
アル場合ヲ除クノ外」を加え、同条ただし書を
削る。

第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケ
タル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ
受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全
スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社
債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済」に改め、同

条第三項中「償還額」の下に、「利札ト引換ニ
利息」を加え、同条の次に次の四条を加え
る。
第三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為
スニハ社債権者集會ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
一 総社債ニ付為ス支払ノ猶予、不履行ニ因
リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解
二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外総社債ニ付
為ス訴訟行為又ハ破産手続、和議手続、更
生手続若ハ整理若ハ特別清算ニ関スル手続
ニ属スル一切ノ行為
前条第二項ノ規定ハ社債管理会社ガ前項各号
ニ掲グル行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百九条ノ三 第三百九条第一項ノ行為又ハ
前条第一項各号ニ掲グル行為ヲ為ス為必要アル
トキハ社債管理会社ハ裁判所ノ許可ヲ得テ
社債ヲ発行シタル会社ノ業務及財産ノ状況ヲ
調査スルコトヲ得

第三百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ
利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判
上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁
判所ハ社債権者集會ノ請求ニ依リ特別代理人
ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別
代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ
行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表
示スルコトヲ要セス

第三百十条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会
社」を「社債管理会社」に改める。
第三百十一条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に、「償還額」を「弁済
額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三百十一条ノ二 社債管理会社ガ本法又ハ社
債権者集會ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ
因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ
社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帯シテ其ノ
賠償ノ責ニ任ズ

社債管理会社ガ自己ノ債権ニ付社債ヲ発行シ
タル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ関

スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内
ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若
ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行
シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其
ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ
責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スベキ
社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債権
ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為
ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ガ生ズベカリシ
コトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百十二条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次
のようニ改める。
此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベ
キトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社
ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百十二条に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理
会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ発行シタル
会社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社
債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルト
キハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得
テ辞任スルコトヲ得

第三百十三条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次
のようニ改める。
第三百十四条第一項を次のように改める。

社債管理会社ガ第二百九十七条ノ二ニ規定ス
ル会社タラザルモノト為リ第三百十二条第三
項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ
解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管
理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタ
ル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定
メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコ
トヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遲滞
ナク社債権者集會ヲ召集シ若シ社債権者集會
ノ同意ヲ得ラザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘ
テ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

第三百十四条第二項中「事務承継者」を「事務
ヲ承継スベキ社債管理会社」に改め、同条第一
項の次に次の一項を加える。
前項前段ニ規定スル場合ニ於テ社債管理会社
ナキニ至リタル後二月内ニ社債ヲ発行シタル
会社ガ同項ノ規定ニ違反シテ社債権者集會ヲ
召集セズ又ハ裁判所ノ許可ヲ求メザルトキハ
社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百十四条に次の一項を加える。
第三百十二条第二項ノ規定ハ第一項又ハ前項
ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社
ガ定メラレ又ハ選任セラレタル場合ニ之ヲ準
用ス

第三百十七条第三号中「第三百一条第二項第
二号」を「第三百一条第二項第一号」に、「第十四
号」を「第九号」に改める。
第三百二十一条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受
ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条第
三項中「会社」を「社債ヲ発行シタル会社又ハ社
債管理会社」に改め、同条に次の一項を加え
る。

前項ノ規定ニ依リ社債管理会社アルト
キハ其ノ社債管理会社ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百二十一条に次の一項を加える。
前条第六項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ社債管
理会社ニ之ヲ準用ス

第三百二十一条の次に次の一条を加える。
第三百二十一条ノ二 社債権者集會ニ出席セザ
ル社債権者ハ書面ヲ以テ議決権ヲ行使スルコ
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ書面
ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ社債権者集會ノ
会日ノ前日迄ニ其ノ召集者ニ提出スルコトヲ
要ス

第一項ノ規定ニ依リ行使セラレタル議決権ノ
數ハ出席シタル社債権者ノ議決権ノ數ニ之ヲ
算入ス

第三百二十二条第一項中「社債募集ノ委託ヲ
受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同

スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内
ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若
ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行
シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其
ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ
責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スベキ
社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債権
ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為
ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ガ生ズベカリシ
コトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百十二条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次
のようニ改める。
此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベ
キトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社
ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百十二条に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理
会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ発行シタル
会社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社
債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルト
キハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得
テ辞任スルコトヲ得

第三百十三条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次
のようニ改める。
第三百十四条第一項を次のように改める。

社債管理会社ガ第二百九十七条ノ二ニ規定ス
ル会社タラザルモノト為リ第三百十二条第三
項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ
解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管
理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタ
ル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定
メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコ
トヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遲滞
ナク社債権者集會ヲ召集シ若シ社債権者集會
ノ同意ヲ得ラザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘ
テ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

項に次のただし書を加える。

但シ社債管理会社ニ在リテハ其ノ社債権者集会ガ第三百九条ノ四ノ特別代理人ノ選任ニ関スル事項ニ付招集セラレタルモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百二十二条第二項中「会社」を「社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社」に改める。

第三百二十四条を次のように改める。

第三百二十四条 社債権者集会ノ決議ハ出席シタル社債権者ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ第三百九条ノ二第一項、第三百十九條、第三百二十九条第一項、第三百三十條第一項但書及第三百三十三條ニ規定スル社債権者集会ノ目的タル事項ノ決議ニ付テハ第三百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第三百二十九条第一項中「五分の一」を「千分の一」に改め、同条第二項中「トキハ」を「場合ニ於テ社債権者集会ニ於テ別段ノ定メヲ為サザルトキハ」に改める。

第三百三十条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九条ノ五ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債権者集会ノ決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十二條中「社債ノ償還」を「弁済」に改める。

第三百三十六條第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「及其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用」を、「其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用及其ノ支出ノ日以後ニ於ケル利息並ニ其ノ事務処理ノ為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ賠償ノ額」に改め、同条第二項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「償還」を「弁済」に、「及費用ノ弁済」を、「費用及其ノ利息ノ弁済並ニ損害ノ賠償」に改める。

第三百三十九條第一項中「第二百三十九條第二項第三項」の下に、「第二百三十九條ノ二」を加え、「第二百四十三條及第二百四十四條第一項第二項」を「及第二百四十三條」に改め、同条第二項中「社債権者集会」を「前項」に改め、同条第三項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「前項」を「第二項」に改め、「閲覧」の下に「又ハ謄写」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

社債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

第四百九十八條第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、其ノ事務ノ承継者」を「社債管理会社、事務ヲ承継スベキ社債管理会社」に改め、同項第二十号中「第三百二十九條第二項」を「第三百二十九條第三項」に改め、同項第二十二号中「旧社債ノ償還ヲ為サザル」を「第三百十四條第一項ノ規定ニ違反シテ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メザリシ」に改める。

第二条 株式会社ノ監査等ニ関スル商法ノ特例ニ関スル法律(昭和四十九年法律第二十二号)ノ一部を次のように改正する。

第三条第二項中「監査役ノ過半数」を「監査役會」に改め、同条第三項中「監査役は、その過半数ノ同意」を「監査役會は、その決議」に改める。

第六條ノ二第一項中「監査役ノ全員の同意」を「監査役會ノ決議」に改め、同条第二項中「監査役を、監査役會が選任した監査役に改める。第六條ノ四第一項中「監査役は、その過半数ノ同意」を「監査役會は、その決議」に改める。

第八條の見出し及び同条第一項、第十二條並びに第十三條第一項中「監査役」を「監査役會」に改める。

改める。

第十四條の見出し中「監査役」を「監査役會」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「監査報告書」には「の下に、「第一項の規定による監査役ノ報告」に基づき」を加え、同項に後段として次の一項を加える。

この場合において、各監査役ノ意見を付記することが出来る。

第十四條第二項第一号中「自己」を「監査役」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四條第一項中「監査役」を「監査役會」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の調査を終えたときは、監査役會に對し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならぬ。

第十六條第一項前段中「各監査役」を「監査役會」に改め、「旨の記載」の下に「(各監査役の意見の付記を含む)」を加える。

第十七條第一項中「監査役」を「監査役會」又は「監査役」に改める。

第十八條第一項中「二人以上」を「三人以上」で、そのうち一人以上は、その就任の前五年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかつた者」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(監査役會の組織等)

第十八條の二 会社にあつては、監査役會の全員で監査役會を組織する。

2 監査役會は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもつて、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に關する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

會に報告しなければならない。

(監査役會の決議方法等)

第十八條の三 監査役會の決議は、監査役の過半数をもつて行ふ。ただし、第六條の二第一項の決議は、監査役の全員一致をもつて行ふ。

2 商法第二百五十九條第一項本文、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三及び第二百六十條ノ四の規定は、監査役會について準用する。この場合において、同法第二百五十九條第一項本文中「各取締役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九條ノ二中「各取締役及各監査役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九條ノ三及び第二百六十條ノ四第二項中「取締役及監査役」とあるのは「監査役」と読み替へるものとする。

(監査役の損害賠償責任)

第十八條の四 商法第二百六十六條第二項及び第三項の規定は、監査役のした行為につき同法第二百七十七條の規定を適用する場合又は同法第二百八十一條第一項の規定により同法第二百六十六條ノ三第一項の規定を準用する場合において、その監査役のした行為が監査役會の決議に基づいてされたときについて準用する。

2 商法第二百六十六條ノ三第二項及び第三項の規定は、監査役が第十四條第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について準用する。

第十九條の見出しを「(商法の特例等)」に改め、同条中「商法」の下に「第二百八十一條第二項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会社に關する商法第二百三十八條、第二百七十四條ノ二並びに第四百二十條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査役會」とする。

に「第十八条の第三項において準用する商
法第二百六十条ノ第四項」を加え、同項第六
号中「第二百八十二条第一項」の下に「第十八
条の第三項において準用する同法第二百六十
条ノ第四第三項」を加え、同項第十一号を同項第
十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加え
る。
十一 第十八条第一項の規定に違反して、同
項に規定する者に該当する者を監査役に選
任しなかつたとき。

第三條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)の一部を次のように改正する。
此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者
ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス
第二条に次の一項を加える。
商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九
十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ
第十五条第二項中「社債権者集会」の下に「物
上担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ」
を加える。

第十九条第十号中「第三十二条ニ依ル社債ナ
ルトキハ其ノ事実」を「商法第三百四十二条ノ規定ニ
依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨」に改める。
第二十条第二項中「其ノ原本ヲ」を削り、「
其ノ原本ヲ各支店ニ」を「之ヲ」に改める。
第二十一条中「信託証書ノ原本又ハ原本ハ」を
削り、「社債応募者ノ請求アルトキハ」を「社債
応募者ハ」に、「之ヲ閲覧又ハ謄写セシムベシ」
を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定
メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ原本若ハ抄本ノ交付
ヲ求ムルコトヲ得」に改める。
第二十二條第一項各号列記以外の部分を次の
ように改める。
一条第二項及第三項、第三百四十一条ノ三並
二第三百四十一条ノ十二ニ掲ゲタルモノ(社
債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記
載スベシ

第二十二條第一項第一号を次のように改め
る。
一 受託会社ノ商号
第二十二條第一項第五号を削り、同項第四号
ノ二を同項第五号とする。
第二十二條第一項第六号及び第七号を次のよ
うに改める。
六及七 削除
第二十二條第一項第八号中「若ハ其ノ原本及
び若ハ謄写」を削り、「場所の下に」並ニ其ノ
原本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方法を加え、
同条第二項中「前項」を「前項ノ社債申込証ニ
同項」に、「公告スベシ」を「記載スベシ」に改
め、同項ただし書中「第十九条第三号乃至第七
号」を「商法第三百一一条第二項第三号乃至第八
号、第十号及第十五号、第三百四十一条ノ三並
二第三百四十一条ノ十二」に改め、同項第四号
中「若ハ其ノ原本」及び「若ハ謄写」を削り、「場
所の下に」並ニ其ノ原本又ハ抄本ノ交付ヲ為ス
ベキ方法を加え、同条第三項中「公告」を「社債
申込証」に、「為スベシ」を「作ルベシ」に改め
る。
第二十三條から第三十條までを次のように改
める。
第二十三條乃至第三十條 削除
第三十一条を削り、第三十一条ノ二を第三十
一条とする。
第三十二条を削り、第三十一条ノ三を第三十
二条とする。
第三十三条を削り、第三十三条ノ二を第三十
三条とする。
第三十五条中「債券ニハ」の下に「商法第三百
六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十
一条ノ十二ニ掲ゲタルモノ(社債管理会社ノ商
号ヲ除ク)ノ外」を加え、同条第一号を次のよう
に改める。
一 受託会社ノ商号
第三十五條第三号を削り、同条第二号ノ二を
同条第三号とし、同条第四号及び第五号を削
る。

第三十八條及び第三十九條を次のように改め
る。
第三十八條及第三十九條 削除
第四十条第一項中「第三百十七條」の下に「
第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二」
を、「モノ」の下に「(社債管理会社ノ商号ヲ除
ク)」を加え、同項第一号中「第十九條第一号、
第九号及第十号」を「第十九條第九号」に改め、
同項第二号中「第三十五條第二号、第四号及第
五号」を「第二十二條第一項第一号乃至第三号」
に改める。
「第六章 社債権者集会」を削る。
第四十四條から第五十七條までを次のように
改める。
第四十四條乃至第五十七條 削除
第五十八條中「本法」の下に「及商法」を加え、
「特ニ」を削り、同条の前に次の章名を付する。
第六章 社債権者集会
第五十九條を次のように改める。
第五十九條 社債権者集会ハ委託会社ノ外受託
会社ノヲ招集ス
社債権者集会ニ関シテハ商法第三百二十條第
三項及第六項(同法第三百二十一条第三項ニ
於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ第三百二十二
條第一項及第二項中「社債管理会社」トアルハ
「受託会社」トス
第六十二條を削り、第六十一条第一項中「決
議録」を「議事録」に改め、「自ら其ノ原本ヲ保存
シ」を削り、同条第二項を削り、同条を第六十
二條とする。
第六十条第一項中「決議録」を「議事録ノ原本」
に改め、「其ノ原本ヲ五年前支店」を削り、
同条第二項中「委託会社又ハ」を削り、「決議録」
を「原本」に改め、同条に次の一項を加え、同条
を第六十一条とする。
第六十条第一項中「決議録」を「議事録ノ原本」
に改め、「其ノ原本ヲ五年前支店」を削り、
同条第二項中「委託会社又ハ」を削り、「決議録」
を「原本」に改め、同条に次の一項を加え、同条
を第六十一条とする。
社債権者集会ノ議事録ニ付テハ商法第三百三
十九條第二項及第四項中「社債管理会社」トア
ルハ「受託会社」トス

第五十九條の次に次の一項を加える。
第六十条 社債権者集会ノ決議ハ商法第三百一
十四條ノ規定ニ依ルノ外第七十五條及第七十
五條ノ二ノ決議ニ付テハ同法第三百四十三條
ノ規定ヲ準用ス
第六十三條中「決議ハ」の下に「商法第三百三
十條第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加える。
第六十四條を次のように改める。
第六十四條 削除
第六十五條中「代表者」を「社債権者集会ノ代
表者」に改め、「於テハ」の下に「商法第三百三十
條第一項本文ノ規定ニ拘ラズ」を加える。
第六十六條及び第六十七條を削り、第六十七
條ノ二を第六十六條とし、第六十七條ノ三を第
六十七條とする。
第六十八條に次の一項を加える。
受託会社ハ委託会社及社債権者ニ対シテ善良
ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スル
義務ヲ負フ
第六十九條を次のように改める。
第六十九條 受託会社ハ社債ノ管理ニ関シテハ
本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外社債管理会社
ト同一ノ権限ヲ有シ義務ヲ負フ
第七十七條第一項ただし書中「及第二十九條
第一項ニ依リ社債ノ総額ヲ引受ケタル者」を削
り、同条第二項中「第二十一条及第三十一条」
を「及第二十一条」に改める。
第七十九條から第八十一条までを次のように
改める。
第七十九條乃至第八十一条 削除
第八十二条第一項の次に次の一項を加える。
商法第三百九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス
第八十四条から第八十七條までを次のように
改める。
第八十四条乃至第八十七條 削除
第八十八條第四項を削る。
第八十九條第二項中「トキ」を「トキハ商法第
三百九條ノ四ノ規定ニ拘ラズ」に改める。

第五十九條の次に次の一項を加える。
第六十条 社債権者集会ノ決議ハ商法第三百一
十四條ノ規定ニ依ルノ外第七十五條及第七十
五條ノ二ノ決議ニ付テハ同法第三百四十三條
ノ規定ヲ準用ス
第六十三條中「決議ハ」の下に「商法第三百三
十條第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加える。
第六十四條を次のように改める。
第六十四條 削除
第六十五條中「代表者」を「社債権者集会ノ代
表者」に改め、「於テハ」の下に「商法第三百三十
條第一項本文ノ規定ニ拘ラズ」を加える。
第六十六條及び第六十七條を削り、第六十七
條ノ二を第六十六條とし、第六十七條ノ三を第
六十七條とする。
第六十八條に次の一項を加える。
受託会社ハ委託会社及社債権者ニ対シテ善良
ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スル
義務ヲ負フ
第六十九條を次のように改める。
第六十九條 受託会社ハ社債ノ管理ニ関シテハ
本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外社債管理会社
ト同一ノ権限ヲ有シ義務ヲ負フ
第七十七條第一項ただし書中「及第二十九條
第一項ニ依リ社債ノ総額ヲ引受ケタル者」を削
り、同条第二項中「第二十一条及第三十一条」
を「及第二十一条」に改める。
第七十九條から第八十一条までを次のように
改める。
第七十九條乃至第八十一条 削除
第八十二条第一項の次に次の一項を加える。
商法第三百九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス
第八十四条から第八十七條までを次のように
改める。
第八十四条乃至第八十七條 削除
第八十八條第四項を削る。
第八十九條第二項中「トキ」を「トキハ商法第
三百九條ノ四ノ規定ニ拘ラズ」に改める。

第九十一条第一項中「受託会社」の下に「商法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に次の一項を加える。

商法第三百三十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ報酬ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十二条第一項中「委託会社」の下に「商法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条第三項を次のように改める。

商法第三百三十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ費用及其ノ利息ノ償還並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十五条第一項中「第六十四条第一項ニ依リ選任セラレタル」を「社債権者集会」に改める。

第九十六条第一項中「及第二十九条第一項ニ依リ社債ノ総額ヲ引受ケタル者」を削る。

第九十八条中「二十円以上千円以下ノ過料」を「二年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金」に改め、又ハ之ヲ併科スに改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム）以下本項ニ於テ同ジノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者若キハ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第一百十條中「第二十九条第一項ニ依リ社債ノ総額ヲ引受ケタル者、第六十四条を「社債権者集会」に、「五百円以上五百円」を「百万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 本法ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

第一百十條に次の十五号を加える。

五 本法ニ依リ主務官庁ノ命令ニ違反シタルトキ

六 本法ニ依リ主務官庁ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

七 社債権者集会ノ決議ニ依ルベキ場合ニ於テ之ニ依ラズ又ハ之ニ違反シタルトキ

八 社債権者集会又ハ其ノ代表者ニ対シテ不実ノ報告ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

九 第六條ノ規定ニ違反シタルトキ

十 第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

十一 第十七條第一項又ハ第九十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十二 第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ社債申込証ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

十三 第三十五條ノ規定ニ違反シテ債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

十四 第三十六條ニ定メタル手続ヲ履行セズシテ債券ヲ交付シタルトキ

十五 第七十條第二項ニ依リ担保権ノ保存又ハ実行ヲ怠リタルトキ

十六 第八十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

十七 第九十五條第一項ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

十八 第一百五條第一項ニ定メタル事務ノ引継ヲ怠リタルトキ

十九 第一百十九條ノ二ニ依リ登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 改正後の商法、株式会社の監査等に関する

る商法の特例に関する法律及び担保付社債信託法の規定(罰則を除く)は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

(代表訴訟に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に商法第二百六十七條第二項又は第三項(これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む)の訴えが提起された場合においては、その訴訟の目的の価額の算定に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役任期に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際に存する株式会社

の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前に社債(担保付社債を除く)以下この条、次条及び附則第十四条において同じ)の募集の決議があつた場合においては、その社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債の社債権者集会に関する経過措置)
第六条 前条に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される社債の社債権者集会に関しては、同条の規定にかかわらず、改正後の商法第三百二十一條ノ二、第三百二十四條、第三百二十九條及び第三百三十九條の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「社債管理会社」とあるのは、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。

(大会社の監査等に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際に存する株式会社で株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二條各号の一に該当するものについては、改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結

の時までは、適用しない。

(旧担保付社債に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、信託証書の備置き、その閲覧又は謄写及びその謄本又は抄本の交付、受託会社に対する担保付社債の募集の委任並びにそれにより生ずる受託会社の権能及び義務並びに受託会社及びそれ以外の者による担保付社債の総額の引受け並びにそれにより生ずるこれらの者の権能及び義務については、この限りでない。

(旧担保付社債の分割発行に関する経過措置)
第九条 前条本文に規定する場合においても、この法律の施行前にその信託契約により社債の総額を数回に分けて発行することとされた担保付社債でこの法律の施行後に発行されるものに関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の社債権者集会に関する経過措置)
第十条 附則第八條本文に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される担保付社債の社債権者集会に関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の期限の利益の喪失に関する経過措置)
第十一条 附則第八條本文に規定する場合においても、この法律の施行後に委託会社が定期にするべき担保付社債の一部の償還又は利息の支払を怠ったときにおける期限の利益の喪失に関しては、同条本文の規定にかかわらず、商法第三百三十四條及び第三百三十五條の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二條 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第十三条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十一条中「償還額」を「弁済額」に、「償還」を「弁済」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第五条の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る募集の委託を受ける者並びに社債権者集會に係る供託及び公告方法に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(一般電気事業者の社債発行限度に関する特例法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 一般電気事業者の社債発行限度に関する特例法(昭和五十一年法律第五十九号)

二 社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)

(非訟事件手続法の一部改正)

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第三百三十五条ノ十五中「第三百三十二條を」第三百三十五條ノ三、第三百九條ノ四、第三百三十二條第三項に、第三百十四條第一項を、第三百十四條第一項及び第三項に改める。
第三百三十五條ノ十六第一項中「第三百三十二條

を」第三百九條ノ四ノ規定ニ依ル選任、同法第三百三十二條第三項に、「又ハ同法第三百十四條第二項」を、同法第三百十四條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同法第三項に改める。
第三百三十五條ノ十八中「商法」の下に「第三百九條ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法」を加える。

第三百三十五條ノ二十第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。
(非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 商法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第五条の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第四条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条ノ四第一項第一号中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、同条第二項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法」を「及担保附社債信託法」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第五条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條ノ七第一項第一号中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、同条第二項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を「及担保附社債信託法」に改める。

(農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 商法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により従前の例によることとされる場合における農林中央金庫又は商工組合中央金庫の社債の募集の受託に関しては、前二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(有限会社法の一部改正)

第七条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

(商法の一部改正に伴う有限会社法に係る経過措置)

第八条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、有限会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて準用する。

(保険業法の一部改正)

第九条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三第二項中「第十四條第三項」を「第十四條第四項」に改める。

第五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十七條第一項ただし書中「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律を「同法」に、「第十四條第三項」を「第十四條第四項」に改める。

(商法の一部改正に伴う保険業法に係る経過措置)

第十条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は相互会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて、同法附則第四条の規定は相互会社の監査役の任期について、同法附則第七条の規定は相互会社で保険業法第六十七條第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二條各号の一に該当するものについて準用する。

(企業再建整備法の一部改正)

第十一条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の七を次のように改める。

第三十四條の七 削除

(農業協同組合法等の一部改正)

第十二条 第一号に掲げる法律の規定中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、第二号に掲げる法律の

規定中、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)を削る。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第九項第一号、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の八第九項第一号並びに信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三條第八項第一号及び第五十四條第七項第一号

二 農業協同組合法第十條第九項、中小企業等協同組合法第九條の八第十二項及び信用金庫法第五十三條第十七項

(農業協同組合法等の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第六條の規定は、前条(第二号)に係る部分に限る。の規定による農業協同組合法、中小企業等協同組合法及び信用金庫法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の会員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(証券取引法の一部改正)

第十四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「社債募集の受託会社」を「商法第二百九十七條に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二條第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條の四中から第三百一一条までを、第三百十條、第三百一一条に改め、「規定中」の下に「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」とし、「証券」との下に「同法」を加える。
(商法の一部改正に伴う地方財政法に係る経過措置)

第十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五
条の規定は、この法律の施行前に地方債が発行
された場合におけるその募集の委託を受けた会
社の権限及び義務並びに地方債権者の償還額の
支払の請求について準用する。
(放送法の一部改正)

第十七条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二
号)の一部を次のように改正する。
第四十二條第七項中「前六項」を「前各項」に、
「の外をこのほか」に改め、同項を同条第八項と
し、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り
下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 協会は、発行済みの放送債券の借換えのた
め、一時前項の規定による制限を超えて放送
債券を発行することができる。この場合にお
いては、発行する放送債券の払込みの期日
(数回に分けて払込みをさせるときは、第一
回の払込みの期日)から六箇月以内、その発
行額に相当する額の発行済みの放送債券を償
却しなければならない。

(商法の一部改正に伴う放送法に係る経過措置)
第十八条 第三條の規定はこの法律の施行前に発
行された放送債券に係る報酬及びその事務処理
のために要する費用に係る許可の事件につい
て、商法等の一部を改正する法律附則第五條の
規定はこの法律の施行前に発行された放送債券
について、同法附則第六條の規定はこの法律の
施行後に招集手続が開始される放送債券の債権
者の集会について準用する。
(住宅金融公庫法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「から第三百
十一條まで」を、「第三百十條及び第三百十一
條」に改める。
一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五
十六号)第二十七條の三第六項
二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による
障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法
律第百十号)第五十一條第五項
三 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律

第八十一号)第三十八條第七項
四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法
律第三十一号)第二十七條第六項
五 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第
四十一号)第三十四條第七項
六 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四
十三号)第三十五條第七項
七 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六
十二号)第三十一條第七項
八 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五
十三号)第二十九條第七項
九 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進
に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)
第四十七條第七項
十 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関す
る法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二條
第九項
十一 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法
律第四十八号)第五十五條第八項
十二 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十
四号)第三十二條第七項
十三 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年
法律第七十五号)第三十條第七項
十四 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十
一年法律第九十号)第四十條第八項
十五 民間都市開発の推進に関する特別措置法
(昭和六十二年法律第六十二号)第八條第八
十六 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六
号)第二十八條第七項

次に掲げる法律の規定中「から第三百十一條
まで(受託会社を」を、「第三百十條及び第三百十
一條(社債管理会社)に改める。
一 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第
百三十八号)第二十五條の二第六項
二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年
法律第百五十六号)第三十七條第五項
三 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
第二十六條第七項
四 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十

五号)第三十三條第七項
五 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律
第九十七号)第二十七條第六項
六 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第
八十三号)第二十五條第二項
七 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百
二十六号)第二十六條第七項
八 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十
六号)第二十六條第七項
九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第
百三十三号)第三十七條第七項
十 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第
百七十三号)第二十九條の二第七項
十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第
百十六号)第二十六條第七項
十二 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第
百八十号)第二十六條第八項
十三 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第
二百十八号)第三十九條第七項
十四 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律
第四十三号)第三十六條第七項
十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律
第九十五号)第二十六條第七項
十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第
七十八号)第二十五條第七項
十七 石炭鉱業賠償等臨時措置法(昭和三十八
年法律第九十七号)第三十八條第五項
十八 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律
第三号)第二十九條第七項
十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五
号)第二十六條第七項
二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律
第百十五号)第二十九條第七項
二十一 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四
十二年法律第七十三号)第三十三條第七項
二十二 石油公団法(昭和四十二年法律第九十
九号)第二十五條第七項
二十三 日本私学振興財団法(昭和四十五年法
律第六十九号)第二十九條第七項

(商法の一部改正に伴う住宅金融公庫法等に係
る経過措置)
第二十條 商法等の一部を改正する法律附則第五
條の規定は、この法律の施行前に前条各号に掲
げる法律に基づき債権が発行された場合におけ
るその募集の委託を受けた会社の権限及び義務
並びに債券に係る債権者の償還額の支払の請求
について準用する。
(船主相互保険組合法の一部改正)

第二十一條 船主相互保険組合法(昭和二十五
年法律第百七十七号)の一部を次のように改正す
る。
第四十四條第一項後段中「十分ノ二」を「百分
ノ三」に改める。
第四十八條第二項後段中「商法」を「同法」に、
「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
(商法の一部改正に伴う船主相互保険組合法に
係る経過措置)

第二十二條 商法等の一部を改正する法律附則第
三條の規定は、船主相互保険組合の組合員が発
起人、理事、監事又は清算人の責任を追及する
訴えについて準用する。
(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第百
七十二号)の一部を次のように改正する。
第六十一條を次のように定める。
第六十一條 削除
第二百五十五條第六項中「前条第三項」を「前
条第四項」に、「あらたに払込」を「新たに払込
み」に、「但し」を「ただし」に改める。
第二百五十六條第三項を削る。
第二百五十七條第三項中「並びに」を「及び」に
改め、「及び第三項」を削る。
第二百五十九條第三項中、「第四項」を「及び
第四項」に、「第二百五十六條第三項及び」を
「並びに」に改める。
第二百六十條第六項中、「第四項」を「及び第
四項」に、「第二百五十六條第三項及び」を「並
びに」に改める。

第三部 法務委員会会議録第六号 平成五年五月十三日【参議院】

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に係る更生手続に属する一切の行為に關しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正)
第二十五条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項第三号中「社債募集を社債の管理」に改め、同項第五号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

第十條第二項中(明治三十二年法律第四十八号)の下に「第二百九十七條(社債管理会社)に対する社債の管理の委託及び」を加え、「未払込」を「未払込み」に改める。
第十一條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同條第五項中「第三項」を「第二項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とする。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 商法等の一部を改正する法律附則第五條の規定により従前の例によることとされる場合における長期信用銀行が発行する債券の総額に關しては、前條の規定の施行後も、なお従前の例による。

(電源開発促進法の一部改正)
第二十七條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除
第三十九條中「次の各号に掲げる」を「第十五條第五項、第三十條又は第三十二條の規定」に改め、同條各号を削る。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)
第二十八條 国際電信電話株式会社法(昭和二十

七年法律第三百一號)の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。

第六條 削除
第十六條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(労働金庫法の一部改正)
第二十九條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第四十二條中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。
第五十八條の二第五項第一号中「募集」の下に「又は管理」を加え、同條第十項中、「商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を削る。

第六十八條前段中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。
(労働金庫法の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 第六條の規定は、前條の規定による労働金庫法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三條の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会の会員が理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。
(外国為替銀行法の一部改正)
第三十一條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項第六号中「募集」の下に「又は管理」を加える。
第九條の四第二項中(明治三十二年法律第四十八号)の下に「第二百九十七條(社債管理会社)に対する社債の管理の委託及び」を加える。

第九條の五中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同條第五項中「第三項」を「第二項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七

項を同條第六項とする。
(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二條 第二十六條の規定は、前條の規定による外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

(電気事業法の一部改正)
第三十三條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除
第四十條第一項中「一般電気事業者」を「一般電気事業者たる会社」に改める。
第百二十二條第一号中、「第三十八條第一項」を「又は第三十八條第一項」に改め、「又は第三十九條ただし書を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第三十四條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項前段中「社債募集の受託の禁止」を「社債管理会社等となることの禁止」に改める。

(銀行法の一部改正)
第三十五條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十條第二項第七号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)
第三十六條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。

第七條 削除
第十三條第一項第二号中「商法」の下に(明治三十二年法律第四十八号)を加える。

第七條を次のように改める。
第七條 削除
第二十二條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)
第三十八條 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第七條の見出しを(「社債の発行方法」)に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)
第三十九條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第三條を次のように改める。

第三條 削除
第二十條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四條第一項中「商法」の下に(明治三十二年法律第四十八号)を加える。
附則第十四條を次のように改める。

第十四條 削除
(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)
第四十條 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第五項に後段として次のように加える。
この場合において、同項中「商法」とあるのは、「商法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)第一条の規定による改正前の商法」とする。

(日本航空株式会社法を廃止する等の法律の一部改正)
日本航空株式会社法を廃止する等の法律の一部改正

第四十一条 日本航空株式会社法を廃止する等の法律(昭和六十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第四十二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四十三条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十七条を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第四号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	一	三	それなりにきの	それなりにきの
三	一	三	今まではは	今までは
二	一	三	といふう	といふう

平成五年五月十八日印刷

平成五年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E